

締約国に関する情報  
MZ

モザンビーク

附属書 B1  
MZ

一般情報

国内官庁の名称	Industrial Property Institute (IPI) (Mozambique) (工業所有権機関 (IPI)(モザンビーク))
所在地及び郵便のあて名	Rua Consiglieri Pedroso, 165, P.O. Box 1072, Maputo, Mozambique
電話番号	(258-21) 354 900, (258-82) 301 43 74, (258-84) 300 62 15
ファクシミリ装置	(258-21) 354 944
電子メール	ipi@ipi.gov.mz
インターネット	www.ipi.gov.mz
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置及び電子メール
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から1箇月以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
モザンビークの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりアフリカ広域知的所有権機関 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)
モザンビークが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: 工業所有権機関 (IPI)(モザンビーク) (国内段階参照) ARIPO保護: アフリカ広域知的所有権機関 (国内段階参照)
モザンビークを選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許, 実用新案 ARIPO: 特許, 実用新案 (実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)
国際型調査に関するモザンビークの規定	なし

[次頁に続く]

M Z	モザンビーク（続き）	M Z
国際公開に基づく仮保護	工業所有権公報に公示（特許の概要明細書とともに）が公開された日から仮保護が適用される（工業所有権法第82条を参照）	
モザンビークが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
モザンビークが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及び あて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な し	
ARIPO特許については、附属書B2のアフリカ広域知的所有権機関（AP）を参照		